

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	電力・ガス・食料品等の価格高騰により、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう低所得世帯等に対して、臨時特別給付金を給付する事業に関し、支給要件の確認をする。
③システムの名称	臨時特別給付金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、既存住民基本台帳システム、個人住民税システム、LoGoフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
価格高騰重点支援給付金台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
無	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 臨時特別給付金事務局 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-52-3081
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	伊東市情報セキュリティポリシー第2章 情報セキュリティ対策基準中「5 情報システム全体の強靱性の向上」、「6 物理的セキュリティ」及び「8 技術的セキュリティ」を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月8日	評価書名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和4年12月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり	事後	
令和4年12月8日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務	事後	
令和4年12月8日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日政府経運第423号)に基づき	電力・ガス・食料品等の価格高騰により、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正(令和4年9月26日府政経運第394号)に基づき	事後	
令和4年12月8日	I-2 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金情報ファイル	価格高騰緊急支援給付金台帳ファイル	事後	
令和4年12月8日	II-1 対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年12月8日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	
令和4年12月8日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	
令和5年7月10日	評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり	事後	
令和5年7月10日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月10日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	電力・ガス・食料品等の価格高騰により、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正(令和4年9月26日府政経運第394号)に基づき、	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う電力・ガス・食料品等の価格高騰により、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう	事後	
令和5年7月10日	I-2 特定個人情報ファイル 名	価格高騰緊急支援給付金台帳ファイル	価格高騰重点支援給付金台帳ファイル	事後	
令和5年7月10日	I-3 個人番号の利用法令 上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の100の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の101の項	事後	
令和5年7月10日	II-1 対象人数いつ時点の 計数か	令和4年9月30日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年7月10日	II-2 取扱者数いつ時点の 計数か	令和4年9月30日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年3月12日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う電力・ガス・食料品等の価格高騰により、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対して、	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う電力・ガス・食料品等の価格高騰により、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう低所得世帯等に対して、	事前	
令和6年3月12日	I-3 個人番号の利用法令 上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第73条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事前	
令和6年3月12日	II-1 対象人数いつ時点の 計数か	令和5年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事前	
令和6年3月12日	II-2 取扱者数いつ時点の 計数か	令和5年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事前	
令和6年7月30日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	臨時特別給付金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、既存住民基本台帳システム、個人住民税システム	臨時特別給付金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、既存住民基本台帳システム、個人住民税システム、e-NINSHOサービス、GovTech Expressサービス、LoGoフォーム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月30日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	事前	
令和6年7月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠)第59条の4	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条	事前	
令和6年7月30日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	臨時特別給付金事務局	健康福祉部 社会福祉課	事前	
令和6年7月30日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	臨時特別給付金事務局長	社会福祉課長	事前	
令和6年7月30日	II-1 対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事前	
令和6年7月30日	II-1 対象人数いつ時点の 計数か	令和5年12月1日 時点	令和6年6月3日 時点	事前	
令和6年7月30日	II-2 取扱者数いつ時点の 計数か	令和5年12月1日 時点	令和6年6月3日 時点	事前	
令和7年2月13日	様式		新様式に変更	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う電力・ガス・食料品等の価格高騰により、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう低所得世帯等に対して、臨時特別給付金を給付する事業に関し、支給要件の確認をする。	電力・ガス・食料品等の価格高騰により、様々な困難に直面した方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう低所得世帯等に対して、臨時特別給付金を給付する事業に関し、支給要件の確認をする。	事前	
令和7年2月13日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	臨時特別給付金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、既存住民基本台帳システム、個人住民税システム、e-NINSHOサービス、GovTech Expressサービス、LoGoフォーム	臨時特別給付金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、既存住民基本台帳システム、個人住民税システム、LoGoフォーム	事前	
令和7年2月13日	II-1 対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和7年2月13日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和6年12月13日 時点	事前	
令和7年2月13日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和7年2月 時点	事前	
令和7年2月13日	IV-8 人手を介在させる作業		【十分である】 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	
令和7年2月13日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策 もっとも優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	
令和7年2月13日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		【十分である】 伊東市情報セキュリティポリシー第2章 情報セキュリティ対策基準中 「5 情報システム全体の強靱性の向上」、「6 物理的セキュリティ」及び「8 技術的セキュリティ」を遵守している。	事前	
令和7年7月2日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	